

(証券コード 9509)

2024年6月5日

(電子提供措置の開始日：2024年5月27日)

株 主 各 位

札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力株式会社

代表取締役 齋藤 晋
社長執行役員

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、第100回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項（株主総会参考書類等の内容である情報）を掲載しております。

[当社ウェブサイト]

<https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/ir.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトにも掲載しております。

[東京証券取引所ウェブサイト]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



[株主総会資料掲載ウェブサイト]

<https://s.srdb.jp/9509/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使]

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、**2024年6月25日（火曜日）午後5時20分まで**に到着するよう折り返しご送付ください。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使〕

7頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、**2024年6月25日（火曜日）午後5時20分までに各議案に対する賛否をご入力ください。**

◎重複行使の取り扱い

電磁的方法で複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効なものとし、議決権行使書面による方法と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)

2. 場 所 札幌市中央区大通西8丁目1番地
札幌ビューホテル大通公園 地下2階ピアリッジホール
※会場には駐車場を用意してございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

▼地図はこちら



3. 会議の目的事項

報告事項 2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類
並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

普通株式の期末配当金につきましては、1株につき15円とさせていただきたいと存じます。

優先株式の配当金につきましては、定款の定めに従い実施させていただきたいと存じます。

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 9 名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員が任期満了となりますので、9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者 番号	氏 名		候補者 番号	氏 名	
1	ふじ 藤 井 裕	再任	6	かつ 勝 海 和 彦	再任
2	さい 齋 藤 晋	再任	7	はま 濱 谷 将 人	新任
3	うえ の まさ ひろ 上 野 昌 裕	再任	8	つち だ ひろし 土 田 拓	新任
4	こ ばやし つよ し 小 林 剛 史	再任	9	よし かわ たけし 吉 川 武	新任 社外 独立
5	はら だ のり あき 原 田 憲 朗	再任			

第 3 号議案 監査等委員である取締役 6 名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員が任期満了となりますので、6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者 番号	氏 名		候補者 番号	氏 名	
1	おお の ひろし 大 野 浩	再任	5	たけ うち いわお 竹 内 巖	再任 社外 独立
2	と まさ ゆう いち 戸 巻 雄 一	新任	6	う かい みつ こ 鶺 飼 光 子	再任 社外 独立
3	は せがわ じゅん 長谷川 淳	再任 社外 独立			
4	なり た のり こ 成 田 教 子	再任 社外 独立			

<株主提案（第4号議案から第12号議案まで）>

第4号議案 定款一部変更の件（1）

「取締役および顧問への報酬の個別開示」の章の新設

第5号議案 定款一部変更の件（2）

「相談役、顧問の廃止」の章の新設

第6号議案 定款一部変更の件（3）

「原子力事業を含む不採算事業の廃止」の章の新設

第7号議案 定款一部変更の件（4）

「迅速かつ透明性ある防災情報発信態勢の構築」の章の新設

第8号議案 定款一部変更の件（5）

「核燃料移動・泊発電所の稼働等、重要決定に関する事前合意の義務化」の章の新設

第9号議案 定款一部変更の件（6）

「業績連動型株式報酬制度の廃止」の章の新設

第10号議案 定款一部変更の件（7）

「再エネ主力化と高効率新火力を二本柱とした脱炭素化促進」の章の新設

第11号議案 定款一部変更の件（8）

「発電設備ごとの発電原価と売電価格を毎月公表する」の章の新設

第12号議案 定款一部変更の件（9）

「企業倫理委員会に傍聴者の参加を認める」の章の新設

取締役会としては、いずれの株主提案にも反対しております。

各号議案の内容等は、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」に記載しております。

4. 招集にあたっての決定事項等

(1) 代理人による議決権の行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名に委任することにより可能となります。この場合、委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(2) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておらず、1頁に記載の各ウェブサイトの「電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項」に記載しております。

なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

○事業報告の以下の事項

- ・企業集団の現況に関する事項のうち、「財産及び損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」
- ・会社の株式に関する事項
- ・会社役員に関する事項のうち、「責任限定契約の内容の概要」、「補償契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要」、「社外役員の主な活動状況」
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

○連結計算書類

○計算書類

○連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

○会計監査人監査報告書

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎当社ウェブサイトに事業報告についての説明動画を掲載しておりますので、ご覧ください。

[当社ウェブサイト]

<https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/ir.html>



議決権行使のご案内

1 頁に記載の各ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。内容をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

1 ご出席



株主総会
開催日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時開催

（受付開始予定時刻 午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席されない場合

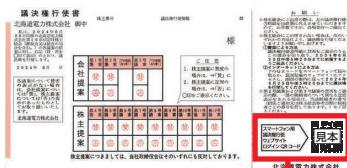
2 郵送



行使期限

**2024年6月25日（火曜日）
午後5時20分到着分まで**

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。（同封の「記載面保護シール」をご利用ください。）各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



3 インターネット



行使期限

**2024年6月25日（火曜日）
午後5時20分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください

スマート行使に必要な「QRコード」が記載されています。インターネットによる行使に必要な「議決権行使コード」・「パスワード」は裏面に記載されています。

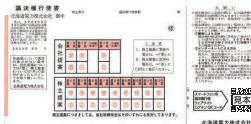


インターネットによる議決権行使のお手続きについて

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」ボタンを押してください



- ② 招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力してください。

「議決権行使コード」を入力

「次へ」ボタンを押してください



- ③ 議決権行使書用紙に記載の「パスワード」及び株主さまがご使用になる「新しいパスワード」を入力してください。

「パスワード」を入力

「登録」ボタンを押してください



- ④ 以降は画面の案内に従って議決権を行使してください。

- 【ご注意】*初回ログインの際に変更したパスワードについては、大切に保管してください。
 *パスワードは、一定回数以上間違えるとご利用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 なお、パスワードのお電話等によるご照会には一切お答えできません。
 *インターネットに関する費用（プロバイダー接続料、通信料等）は、株主さまのご負担となります。
 *「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【ご利用環境】インターネットのご利用環境によっては、パソコン、スマートフォン及び携帯電話等による議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524 受付時間 9:00~21:00 (年末年始を除く)

機関投資家のみなさまへ 当社株主総会における議決権行使の方法として、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に 「ネットで招集」のご案内

▼ アクセスはこちら



<https://s.srdb.jp/9509/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

Point 1 QRコードを読み取り、議決権行使サイトへ簡単アクセス



「ネットで招集」トップページ右上の「スマート行使」ボタンを押し、「OK」を選択すると、お手元の端末のカメラが起動します。



議決権行使書用紙のQRコードを撮影し、撮影した写真の画面で「写真を使用」を押してください。

「OK」を押すと、ログインいただけます。



Point 2 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。



Point 3 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案 (第1号議案から第3号議案まで)>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金処分の件

当社の利益配分につきましては、安定配当の維持を基本に、中長期的な経営環境や収支状況などを総合的に勘案して決定することとしております。

当年度の普通株式の配当金につきましては、昨年11月に中間配当金として1株につき5円をお支払いいたしておりますが、期末配当金につきましては、当年度の業績及び中長期的な経営環境や収支状況などを総合的に勘案いたしまして、1株につき15円とさせていただきたいと存じます。

また、B種優先株式の配当金につきましては、定款の定めに従い実施させていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金15円
総額	3,084,403,365円
当社B種優先株式1株につき	金1,500,000円
総額	705,000,000円
合計総額	3,789,403,365円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下、本議案において「取締役」といいます。）全員が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者を決定するにあたり、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において、適切な助言を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、特段指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

また、各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、本年4月1日から会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を、藤井 裕氏、齋藤 晋氏、上野昌裕氏、小林剛史氏、原田憲朗氏、勝海和彦氏との間で締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各取締役がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことが判明した場合などは当社が補償した費用及び損失の返還請求が可能となることや、当社が各取締役に対して補償する同項第2号の損失の支払限度額の定めなどを設けています。各候補者の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、濱谷将人氏、土田 拓氏、吉川 武氏の選任が承認された場合は、各氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、填補対象とされる損害の範囲は、株主代表訴訟及び第三者訴訟等に伴い被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用です。ただし、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。当該保険の被保険者の範囲は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、保険料は当社が全額負担しています。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者 番号	氏 名	取締役会 出席回数	性別	
1	ふじ い ゆたか 藤 井 裕	再任	14/14 (100%)	男性
代表取締役会長				
2	さい とう すすむ 齋 藤 晋	再任	14/14 (100%)	男性
代表取締役 社長執行役員				
3	うえ の まさ ひろ 上 野 昌 裕	再任	14/14 (100%)	男性
代表取締役 副社長執行役員				
4	こ ばやし つよ し 小 林 剛 史	再任	14/14 (100%)	男性
取締役 常務執行役員				
5	はら だ のり あき 原 田 憲 朗	再任	13/14 (92%)	男性
取締役 常務執行役員				

候補者 番号	氏 名	取締役会 出席回数	性別	
6	かつ うみ かず ひこ 勝 海 和 彦	再任	10/10 (100%)	男性
取締役 常務執行役員				
7	はま や まさ と 濱 谷 将 人	新任	—	男性
常務執行役員				
8	つち だ ひろし 土 田 拓	新任	—	男性
執行役員				
9	よし かわ たけし 吉 川 武	新任 社外 独立	—	男性

- (注) 1. 各候補者の氏名の下段には、本定時株主総会時における当社の役職等を記載しております。
2. 勝海和彦氏の取締役会出席回数は、2023年6月28日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

候補者番号

1

ふじ
い
藤 井

ゆたか

裕

(1956年4月19日生)

再任



略歴、地位及び担当

1981年 4月 当社入社
2015年 6月 当社取締役 常務執行役員 流通本部長
2016年 6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 流通本部長
2018年 4月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 送配電カンパニー社長
2019年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
2022年 6月 当社代表取締役 社長執行役員
2023年 6月 当社代表取締役会長 (現在にいたる)

重要な兼職の状況

北海道経済連合会会長 (2023年6月就任)

候補者とした理由

藤井 裕氏は、2019年より社長として当社の経営にあたり、2023年からは会長として変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

所有する当社
普通株式の数
40,700株
取締役会出席回数
14/14
(100%)

候補者番号

2

さい
とう
齋 藤

すすむ

晋

(1961年1月23日生)

再任



略歴、地位及び担当

1983年 4月 当社入社
2021年 6月 当社取締役 常務執行役員 火力部・カイゼン推進室・情報通信部
担当
2023年 6月 当社代表取締役 社長執行役員 原子力推進本部長 (現在にいたる)

候補者とした理由

齋藤 晋氏は、2023年より社長に就任し、変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

所有する当社
普通株式の数
9,900株
取締役会出席回数
14/14
(100%)

候補者番号

3

うえ の まさ ひろ
上 野 昌 裕

(1960年12月13日生)

再任



略歴、地位及び担当

1983年 4月 当社入社
 2014年 6月 当社工務部長
 2015年 7月 当社執行役員 工務部長
 2016年 6月 当社執行役員 企画部長
 2017年 7月 当社上席執行役員 企画部長
 2018年 4月 当社上席執行役員 経営企画室長
 2018年 7月 当社執行役員 経営企画室長
 2019年 6月 当社取締役 常務執行役員
 2023年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 原子力推進本部本部長代理、経営企画室・総合研究所担当（現在にいたる）

候補者とした理由

上野昌裕氏は、主に工務部門、企画部門での業務経験を有しています。2019年に取締役を選任され、経営企画室等の担当を務め、2023年には副社長執行役員に就任するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

所有する当社
普通株式の数
17,300株
取締役会出席回数
14/14
(100%)

候補者番号

4

こ ばやし つよ し
小 林 剛 史

(1961年9月19日生)

再任



略歴、地位及び担当

1984年 4月 当社入社
 2015年 6月 当社企画部部长
 2017年 6月 当社経理部部长
 2017年 7月 当社執行役員 経理部部长
 2019年 7月 当社常務執行役員 経理部部长
 2020年 6月 当社取締役 常務執行役員 秘書室・経理部・資材部担当（現在にいたる）

候補者とした理由

小林剛史氏は、主に企画部門、経理部門での業務経験を有しています。2020年に取締役を選任され、経理部等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

所有する当社
普通株式の数
13,600株
取締役会出席回数
14/14
(100%)

候補者番号

はら だ のり あき

5

原 田 憲 朗

(1961年9月19日生)

再任



所有する当社
普通株式の数
14,400株
取締役会出席回数
13/14
(92%)

略歴、地位及び担当

1985年 4月 当社入社
2014年 6月 当社配電部長
2016年 7月 当社執行役員 配電部長
2017年 6月 当社執行役員 人事労務部長
2018年 6月 当社執行役員 人事労務部長
株式会社ほくでんアソシエ取締役社長 (2020年6月退任)
2018年 7月 当社常務執行役員 人事労務部長
2020年 6月 当社取締役 常務執行役員 原子力事業統括部長補佐
2023年 4月 当社取締役 常務執行役員 原子力推進本部副本部長, 原子力事業統括部長補佐, 水力部・土木部・藻岩発電所リプレイス工事建設所・上川発電所リプレイス工事建設所担当 (現在にいたる)

重要な兼職の状況

ほくでんエコエナジー株式会社取締役社長 (2021年6月就任)

候補者とした理由

原田憲朗氏は、主に配電部門での業務経験を有しています。2020年に取締役に選任され、水力部等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

かつ うみ かず ひこ

6

勝 海 和 彦

(1963年1月11日生)

再任



所有する当社
普通株式の数
11,900株
取締役会出席回数
10/10
(100%)

略歴、地位及び担当

1987年 4月 当社入社
2017年 6月 当社原子力部長
2017年 7月 当社執行役員 原子力部長
2018年 4月 当社執行役員 原子力事業統括部原子力部長
2020年 6月 当社執行役員 原子力事業統括部長補佐
2021年 6月 当社執行役員 原子力事業統括部長補佐, 泊原子力事務所長
2021年 7月 当社常務執行役員 原子力推進本部副本部長, 原子力事業統括部長補佐, 泊原子力事務所長
2023年 6月 当社取締役 常務執行役員 原子力推進本部副本部長, 原子力事業統括部長 (現在にいたる)

候補者とした理由

勝海和彦氏は、主に原子力部門での業務経験を有しています。2023年に取締役に選任され、原子力事業統括部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

(注) 勝海和彦氏の取締役会出席回数は、2023年6月28日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

候補者番号

7

はま や ま さ と
濱 谷 将 人

(1959年1月3日生)

新任



所有する当社
普通株式の数
20,000株

略歴、地位及び担当

1982年 4月 当社入社
2011年 7月 当社電源立地部長
2011年12月 当社総務部立地室長
2014年 7月 当社執行役員 総務部立地室長
2015年 6月 当社執行役員 函館支店長
2016年 4月 当社執行役員 総務部部长
2017年 7月 当社上席執行役員 総務部部长
2018年 7月 当社執行役員 総務部部长
2020年 7月 当社常務執行役員 総務部部长
2022年 6月 当社常務執行役員 原子力推進本部副本部長
2023年 6月 当社常務執行役員 原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、泊原子力事務所長（現在にいたる）

候補者とした理由

濱谷将人氏は、主に電源立地部門での業務経験を有しています。総務部立地室長、函館支店長を務めたほか、2020年に常務執行役員に選任され、泊原子力事務所長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、取締役への選任をお願いするものです。

候補者番号

8

つち だ ひろし
土 田 拓

(1962年3月31日生)

新任



所有する当社
普通株式の数
5,700株

略歴、地位及び担当

1985年 4月 当社入社
2016年 6月 当社総務部企業行動室長
2019年 6月 当社送配電カンパニー帯広支店長
2020年 4月 北海道電力ネットワーク株式会社 帯広支店長
2020年 7月 同執行役員 帯広支店長（2021年6月退任）
2021年 6月 当社執行役員 秘書室長（現在にいたる）

候補者とした理由

土田 拓氏は、主に総務部門での業務経験を有しています。総務部企業行動室長、北海道電力ネットワーク株式会社執行役員 帯広支店長を務めたほか、2021年に当社執行役員に選任され、秘書室長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、取締役への選任をお願いするものです。



所有する当社
普通株式の数
2,311株

略歴、地位及び担当

1987年 4月 弁護士登録・札幌弁護士会入会
 1989年 4月 釧路弁護士会に登録換え
 1991年 4月 札幌弁護士会に登録換え（現在にいたる）
 2007年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道 社外監査役（2008年
 6月退任）
 2012年 4月 札幌市固定資産評価審査委員会委員
 2015年 5月 同 委員長（2018年3月退任）

重要な兼職の状況

弁護士

候補者としての理由及び期待される役割の概要

吉川 武氏は、弁護士として法務、コンプライアンス・リスクマネジメントをはじめとする豊富な経験と幅広い識見を有しているほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、取締役として必要な人格、識見、能力を備えており、独立かつ客観的な立場から、取締役会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、選任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

- (注) 1. 吉川 武氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員の候補者として届け出ております。
 2. 本議案において吉川 武氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を、同氏との間で締結する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役（以下、本議案において「監査等委員」といいます。）全員が任期満了となりますので、監査等委員6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員候補者を決定するにあたり、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において、適切な助言を得ております。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員候補者は、次のとおりであります。

- (注) 1. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を、大野 浩氏、長谷川 淳氏、成田教子氏、竹内 巖氏、鶴飼光子氏との間で締結しています。各候補者の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、戸巻雄一氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
2. 当社は、本年4月1日から会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を、大野 浩氏、長谷川 淳氏、成田教子氏、竹内 巖氏、鶴飼光子氏との間で締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各取締役がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことが判明した場合などは当社が補償した費用及び損失の返還請求が可能となることや、当社が各取締役に対して補償する同項第2号の損失の支払限度額の定めなどを設けています。各候補者の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、戸巻雄一氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、填補対象とされる損害の範囲は、株主代表訴訟及び第三者訴訟等に伴い被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用です。ただし、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。当該保険の被保険者の範囲は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、保険料は当社が全額負担しています。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者 番号	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	性別
1	おおのひろし 大野 浩	14/14 (100%)	12/12 (100%)	男性
	再任			
	取締役監査等委員 (常勤)			
2	とまさゆういち 戸巻 雄一	—	—	男性
	新任			
	執行役員			
3	はせがわじゅん 長谷川 淳	14/14 (100%)	12/12 (100%)	男性
	再任			
	取締役監査等委員			
	※社外役員としての通算在任年数 11年			

候補者 番号	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	性別
4	なりたのりこ 成田 教子	14/14 (100%)	12/12 (100%)	女性
	再任			
	取締役監査等委員			
	※社外役員としての通算在任年数 8年			
5	たけうちいほお 竹内 巖	13/14 (92%)	12/12 (100%)	男性
	再任			
	取締役監査等委員			
	※社外役員としての通算在任年数 3年			
6	うかいみつこ 鵜飼 光子	14/14 (100%)	12/12 (100%)	女性
	再任			
	取締役監査等委員			
	※社外役員としての通算在任年数 6年			

(注) 各候補者の氏名の下段には、本定時株主総会時における当社の役職等を記載しております。



所有する当社
普通株式の数
10,800株

取締役会出席回数
14 / 14
(100%)

監査等委員会出席回数
12 / 12
(100%)

略歴、地位及び担当

- 1984年4月 当社入社
- 2011年12月 当社総務部企業行動室長
- 2016年6月 当社北見支店長
- 2017年7月 当社執行役員 北見支店長
- 2018年4月 当社執行役員 送配電カンパニー札幌支店長 (2020年3月退任)
- 2020年4月 北海道電力ネットワーク株式会社執行役員 札幌支店長 (2020年6月退任)
- 2020年6月 当社監査役
- 2021年6月 当社常任監査役
- 2022年6月 当社取締役監査等委員 (常勤) (現在にいたる)

候補者とした理由

大野 浩氏は、2020年に監査役、2021年には常任監査役、2022年には取締役監査等委員 (常勤) に就任し、取締役の職務執行を監督しています。電気事業全般に精通しており、豊富な業務経験のほか、監査役 (常勤) 及び取締役監査等委員 (常勤) としての実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

(注) 大野 浩氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

と まき ゆう いち
戸 巻 雄 一

(1963年1月18日生)

新任



所有する当社
普通株式の数
6,130株

略歴、地位及び担当

- 1987年4月 当社入社
- 2017年4月 当社流通企画部長
- 2018年4月 当社送配電カンパニー流通企画部長
- 2019年7月 当社執行役員 送配電カンパニー流通企画部長 (2020年3月退任)
- 2020年4月 北海道電力ネットワーク株式会社執行役員 企画部長 (2022年6月退任)
- 2022年6月 当社執行役員 原子力監査室長 (現在にいたる)

候補者とした理由

戸巻雄一氏は、主に工務部門、企画部門での業務経験を有しています。北海道電力ネットワーク株式会社執行役員 企画部長を務めたほか、2022年に当社執行役員に選任され、原子力監査室長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、監査等委員である取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、監査等委員である取締役への選任をお願いするものです。

(注) 戸巻雄一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。



所有する当社
普通株式の数
4,100株

取締役会出席回数

14 / 14
(100%)

監査等委員会出席回数

12 / 12
(100%)

略歴、地位及び担当

- 1971年4月 北海道大学工学部講師
- 1985年4月 同 工学部教授
- 1997年4月 同 大学院工学研究科教授 (2004年3月退任)
- 2004年4月 函館工業高等専門学校校長 (2009年3月退任)
- 2009年4月 北海道情報大学学長
- 2013年4月 同 顧問 (2014年3月退任)
- 2013年6月 当社監査役
- 2022年6月 当社取締役監査等委員 (現在にいたる)

候補者とした理由及び期待される役割の概要

長谷川 淳氏は、2013年より社外監査役、2022年には監査等委員である社外取締役に就任しています。学識経験者として豊富な経験と幅広い識見を有しており、取締役会や監査等委員会において、専門的な知識を背景として適切な意見等を表明いただいております。また、人事・報酬諮問委員会 (当社が任意で設置する取締役会の諮問機関) の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会及び監査等委員会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしています。

- (注) 1. 長谷川 淳氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 長谷川 淳氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。社外監査役も含めた通算の年数は11年となります。
3. 長谷川 淳氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。



略歴、地位及び担当

- 1979年4月 弁護士登録・札幌弁護士会入会（現在にいたる）
- 2014年12月 北海道労働委員会会長（2016年11月退任）
- 2016年6月 当社監査役
- 2022年6月 当社取締役監査等委員（現在にいたる）

重要な兼職の状況

弁護士

候補者とした理由及び期待される役割の概要

成田教子氏は、2016年より社外監査役、2022年には監査等委員である社外取締役に就任しています。弁護士として豊富な経験と幅広い識見、また財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役会や監査等委員会において、コーポレートガバナンスに関する意見等を表明いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会及び監査等委員会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしています。

- (注) 1. 成田教子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 成田教子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。社外監査役も含めた通算の年数は8年となります。
3. 成田教子氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

所有する当社
普通株式の数
0株

取締役会出席回数
14 / 14
(100%)

監査等委員会出席回数
12 / 12
(100%)



略歴、地位及び担当

1981年4月 株式会社北洋相互銀行（現 株式会社北洋銀行）入行
 2012年6月 同 執行役員 釧路中央支店長
 2013年11月 同 執行役員 融資第一部審議役
 2014年6月 同 常務執行役員
 2016年6月 同 常務取締役
 2019年6月 同 取締役副頭取
 2021年6月 当社監査役
 2022年6月 株式会社北洋銀行 常勤監査役（現在にいたる）
 2022年6月 当社取締役監査等委員（現在にいたる）
 2023年1月 株式会社カナモト 監査役（社外）（現在にいたる）

重要な兼職の状況

株式会社北洋銀行常勤監査役
 株式会社カナモト監査役（社外）

所有する当社
 普通株式の数
 3,000株

取締役会出席回数

13 / 14

(92%)

監査等委員会出席回数

12 / 12

(100%)

候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹内 巖氏は、2021年より社外監査役、2022年には監査等委員である社外取締役役に就任しています。株式会社北洋銀行の役員として豊富な経営経験と幅広い識見を有しているほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役会や監査等委員会において、コーポレートガバナンスに関する意見等を表明いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会及び監査等委員会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしています。

- (注) 1. 竹内 巖氏は、株式会社北洋銀行の常勤監査役であり、当社は同社株式の6.02%を保有しております。同社は当社株式の4.97%を有する株主であり、同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。当社グループの同社からの借入金残高は、当社の連結総資産の2.2%程度となっております。
2. 株式会社カナモトと当社の間には、記載すべき関係はありません。
3. 竹内 巖氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。社外監査役も含めた通算の年数は3年となります。
4. 竹内 巖氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。



略歴、地位及び担当

- 1983年4月 お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助手（1985年3月退任）
- 1985年4月 群馬女子短期大学助教授（1991年3月退任）
- 1991年4月 武蔵丘短期大学助教授（2001年3月退任）
- 2001年4月 北海道教育大学大学院教育学研究科教授
- 2018年4月 同 名誉教授（現在にいたる）
- 2018年6月 当社取締役
- 2022年6月 当社取締役監査等委員（現在にいたる）

所有する当社
普通株式の数

12,800株

取締役会出席回数

14 / 14

(100%)

監査等委員会出席回数

12 / 12

(100%)

候補者とした理由及び期待される役割の概要

鵜飼光子氏は、2018年より社外取締役、2022年には監査等委員である社外取締役に就任しています。学識経験者としての豊富な経験・識見を背景として、専門分野に留まらない幅広い見地から、取締役会や監査等委員会において、当社経営に対する多様かつ適切な発言をいただいております。また、人事・報酬諮問委員会（当社が任意で設置する取締役会の諮問機関）の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会及び監査等委員会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしています。

- (注) 1. 鵜飼光子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 鵜飼光子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。社外取締役に就任してからの年数は6年となります。
3. 鵜飼光子氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

<ご参考>取締役（監査等委員である取締役を含む。）候補者のスキル・マトリックス

氏名	当社における地位	取締役に期待される知見・経験						
		企業経営・ 経営戦略	販売	事業開発	技術・ 研究開発	法務	財務会計	ESG
藤井 裕	代表取締役会長	●		●				●
齋藤 晋	代表取締役 社長執行役員	●	●	●				
上野 昌裕	代表取締役 副社長執行役員	●		●			●	
小林 剛史	代表取締役 副社長執行役員	●	●				●	
原田 憲朗	取締役 常務執行役員	●	●		●			
勝海 和彦	取締役 常務執行役員			●	●			●
濱谷 将人	取締役 常務執行役員		●		●			●
土田 拓	取締役 常務執行役員			●		●		●
吉川 武	取締役					●	●	●
大野 浩	取締役 監査等委員（常勤）	●	●			●		
戸巻 雄一	取締役 監査等委員（常勤）	●			●			●
長谷川 淳	取締役 監査等委員			●	●			●
成田 教子	取締役 監査等委員					●	●	●
竹内 巖	取締役 監査等委員	●		●			●	
鵜飼 光子	取締役 監査等委員			●	●			●

※各人の有する専門性及び経験のうち主なものを最大3つまで記載しています。

上記一覧表は、各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

※「事業開発」の項目には、IT、デジタルトランスフォーメーションに関する専門性を含まず。

※「技術・研究開発」の項目には、「電力の安定供給」に資する専門知識のほか、カーボンニュートラルに関する専門性を含まず。

<株主提案（第4号議案から第12号議案まで）>

第4号議案から第12号議案までは、株主提案によるものであります。

なお、提案株主（37名）の議決権の数は、562個であります。

〔提案を受けた各議案の内容及び提案理由は、原文のまま記載しています。〕

第4号議案 定款一部変更の件（1）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第9章 取締役および顧問への報酬の個別開示

第41条 役員の報酬・賞与その他職務執行の対価として会社から受け取る財産上の利益は個々人別に遅滞なく公表する

第42条 有償の顧問・相談役等の特別な役職に対する報酬について会計年度内に遅延なく公表する

▼提案理由

この議案は、第89回定時株主総会より継続して提案し、毎回10%を超える賛成率、昨年第99回定時株主総会では25.33%の支持を得ている。

毎年の会計報告書には役員報酬は役員の総数に対して総額でしか提示されていない。会計はどこまでも透明化が求められる。その明細を明らかにし、株主に対して納得のいく説明を用意すべきと考える。また、公益企業である北海道電力の社会的責任の重さを鑑みれば、個々の役員報酬や有償の顧問など特別な役職の報酬を開示すべきである。

経営上の悪化を理由に、ここ数年、株主配当が無配ないし、5～10円程度の低い配当が続いている。役員報酬は、経営状況に応じて決めるべきものである。電力料金大幅値上げの申請に至るほどの経営状況下においても役員には少なからぬ金額が支給されている。

無配・低額配当を甘受し続けている一株主の立場として、経営責任のある役員及び顧問それぞれの報酬の開示を求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬については、株主総会で決議いただいた月額限度額の範囲内で、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会が審議した後、取締役会決議により一任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が、当該審議を踏まえ、各人の支給額を決定しています。

また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の業績連動型株式報酬については、株主総会決議の上限株式数の範囲内で、役員株式給付規程に基づき、人事・報酬諮問委員会が審議した後、取締役会決議により各人の支給株式数等を決定しています。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議いただいた月額限度額の範囲内で、各人の支給額を監査等委員である取締役の協議により決定しています。

さらに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）について、支給される報酬等の総額及び員数を事業報告及び有価証券報告書に記載しています。報酬等の総額を員数で除することにより、それぞれの報酬額の平均が容易にわかるようになっており、取締役会としては、その多寡を判断するうえで十分な開示をしていると考えます。

取締役は、株主さまから付託された役割を果たすべく、当社の使命である北海道の電力の安定供給確保をは

はじめとした事業運営に関わる業務執行及びその監査など、それぞれの職務に忠実に取り組んでおり、相応の報酬を支給することは必要かつ適切であると考えます。また、当社は業績などに鑑み、賞与の不支給や年間報酬額の減額を継続しています。

なお、現在、無報酬の名誉顧問は4名いますが、顧問はおりません。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

第5号議案 定款一部変更の件（2）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第10章 相談役、顧問の廃止

第43条 相談役、顧問を廃止する。（副会長、参与など役割の不透明な有償役職を設けない）

▼提案理由

この議案は、第89回定時株主総会より継続して提案し、毎回10%を超える賛成率、昨年第99回定時株主総会では17.39%の支持率を得ている。

顧問、相談役等の役職は、報酬を支払いながら開示せず、役割も曖昧で、旧トップの不祥事の隠れ蓑ないし院政を続ける温床となることが株主や海外投資家から疑問視されている。多くの国内企業が顧問・相談役制度を廃止している。

本年2月20日に更新された当社コーポレートガバナンス報告書の「相談役・顧問」の項目では、相談役の記載はなく、名誉顧問4名の氏名・役職・地位を公表している。

原子力発電に関連する不祥事や、経営不振に至った責任を問われるべき人物が顧問に就いている。取締役退任後も会社運営に影響を与え続ける可能性はわずかでも容認できない。本会社は今後も有償・無償に関わらず相談役や顧問などの不透明な役職を置くべきではないと考える。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

当社では、相談役的制度はありませんが、経営層が必要に応じて指導・助言を得ることを目的として、会長・社長経験者に対し、原則として、勤務のない無報酬の名誉顧問を委嘱しています。

名誉顧問が地域社会・経済への貢献、ひいては当社の企業価値向上への貢献を目的として社外活動に従事する必要がある場合には、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会で審議のうえ、取締役会決議により顧問として選任することがあります。顧問は原則として、当社での勤務はなく無報酬です。

名誉顧問、顧問のいずれも、当社の取締役会その他の会議体には出席することはなく、経営層からの報告なども実施しておらず、経営のいかなる意思決定にも関与しないこととしています。

なお、現在、無報酬の名誉顧問は4名いますが、顧問はおりません。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

第6号議案 定款一部変更の件（3）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第11章 原子力事業を含む不採算事業の廃止

第44条 原発を含む発電施設のライフタイムコストが営業上、マイナス試算になる場合は、直ちに該当の発電設備を廃棄する

第45条 経営健全化のためライフタイムで事業成果が出せない発電事業は廃止する

第46条 試算により事業利益が見込めないことが示された場合、ただちに廃棄手続きを行う

▼提案理由

本会社はホールディングス全体として、電源の安定供給を維持するため、自然再生エネルギーへの転換や新発電設備導入に必要な設備費、維持費が会計報告されている。また、経営を健全化し、電力消費者ほか全てのステークホルダーに対し、発電、配送電を含む事業が、事業の成果として有用な利益を生む実績を示すことを期待されている。

近年、エネルギーや資源の極端な高騰により、設置時に想定していた廃炉費用などが積立金だけでは足りなくなることや、廃棄時期までを見越した維持費、廃棄費用を含む試算により、事業としてマイナスを示すことが考えられ、稼働予定期間内に設備投資分が回収できるかが心配されている。

このため、予測の試算を保守的にしたうえで、事業として、さほど利を産まない、むしろマイナスとなる可能性が大きい場合は、早期に発電事業として、該当発電事業を廃止し、廃棄の手続きを開始することを提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

エネルギー資源の乏しいわが国においては、原子力、火力に加え、水力・太陽光・風力・地熱などの再生可能エネルギーといった様々な電源をバランス良く活用していくことが必要であり、当社としてもこのようなエネルギーミックスの考え方に基づいた電源構成としています。そのうえで、安定供給を確保しつつ、収益性及び設備の経年化状況などを勘案し、一部の火力発電所については、休廃止を進めています。

また、国が昨年7月に閣議決定した「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」においては、エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い原子力などの電源を最大限活用する方針が示されています。当社としても、原子力は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有するなど、電力の安定供給の確保に資するとともに、技術的に確立した脱炭素電源としてカーボンニュートラルの実現に向けて最大限貢献する重要な基幹電源であると考えています。泊発電所の再稼働後は火力発電所の燃料費などが低減され、当社の収支・財務の改善に寄与します。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第12章 迅速かつ透明性ある防災情報発信態勢の構築

第47条 泊発電所における緊急事態により被災の恐れがある全ての人々の、最大限の被曝防護及び安全な避難を可能にするために、本会社は、必要な多重化されたモニタリング態勢と、迅速かつ透明性ある防災情報発信態勢を構築する

第48条 本会社はそのための連絡会を、北海道、後志管内20市町村、札幌市、及び希望する道内市町村の首長、防災担当者、住民団体と共に立ち上げる

第49条 泊発電所において、施設・設備に何らかの異常事態が起こった場合には、本会社は北海道及び上記連絡会の各構成員に対し、遅滞なく情報を開示するものとする

▼提案理由

原子力災害に係る防災・避難対策の準備及び災害時避難等の対応の責任は自治体に課せられているが、その初動には災害の原因たる施設内異常に関する迅速かつ透明性ある情報開示が欠かせない。

元日に発生した能登半島地震の際、北陸電力は発災直後には「志賀原発に異常なし」としていたが、変圧器の故障・油漏れ、外部電源の一部喪失、使用済燃料プール冷却ポンプの一時停止、同プールからの溢水など数々の異常事態が起きていたことを後から小出しに公表した。事業者の原発施設内異常に関する確認態勢の甘さ、原子力災害時の情報信頼度への懸念が改めて深まった。

万一泊発電所で緊急事態が起きた場合、周辺住民の安全確保に不可欠な情報の正確さと迅速な発信に責任を持つことは本会社の義務である。情報発信は原子力災害対策重点区域にとどまらず、風向きによっては被災が懸念される全ての地域の人々に必要である。よって上記防災情報共有体制の構築を提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

泊発電所周辺のモニタリングについて、通常時より発電所周辺に電源や通信機能などを多重化した常設モニタリングポストを設置して放射線量の監視及び測定を行っています。加えて、常設モニタリングポストが使用不能となった場合でも、モニタリングカー及び可搬型モニタリングポストにより代替可能です。また、放射性物質の拡散に影響する風向風速などの気象条件についても、電源や通信機能などを多重化した設備で測定しています。

当社は原子力災害対策特別措置法に基づき「泊発電所原子力事業者防災業務計画」を作成しており、緊急時における情報連絡体制を確立し、国や北海道に加え、泊発電所から30km圏内の13町村や警察、消防などに直ちに連絡することとしています。また、北海道においては「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」に基づき、避難先などとなる市町村に直接連絡する他、上記の13町村以外の道内市町村には、各振興局を通じ遅滞なく情報提供を行うものと承知しています。

当社は、万一の原子力災害時に備え、的確な情報を迅速に発信できるように今後も取り組んでいきます。

したがいまして、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

なお、能登半島地震後、北陸電力株式会社は、志賀原子力発電所1、2号機（定期検査により停止中）について、原子炉施設の安全確保に問題は生じていないこと、また、外部への放射能の影響はないことを発表しています。

第8号議案 定款一部変更の件（5）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第13章 核燃料移動・泊発電所の稼働等、重要決定に関する事前合意の義務化

第50条 発電用燃料及び使用済燃料に関する何らかの操作、発電所稼働の是非等、防災上留意すべき事柄について判断を行う際には、北海道、後志管内20市町村、札幌市及び希望する道内市町村の首長及び防災担当者、住民団体に対し十分な事前情報提供と意見聴取を行い、最終的な決定には上記全市町村の合意を要するものとする

▼提案理由

原子力災害対策指針に、事業者は原子力災害対策について大きな責務を有しているとされている。

本年1月の能登半島震災で、多重複合災害時に原発事故が起これば被災住民は避難・被曝防護の術なく命と財産の危機に直面することが明らかとなった。

原子力防災対策の準備の有無に関わらず震災時の風向きにより被災当事者になり得ることは、福島第一原発事故の重大な教訓である。当時の近藤駿介原子力委員長による「最悪のシナリオ」では、使用済燃料プールが破損すれば250キロ圏が任意避難の対象になるとした。

公益企業の本会社には、泊発電所をたとえ稼働する場合でも、リスクを負う全ての人々の命と人権に配慮する責任がある。現行の安全協定及び安全確認協定ではこの責任を保証できない。原子力災害対策重点区域を超える広域の自治体及び住民に万一の被災を未然に防ぐ意思表示の機会を保証すべきである。よって重要決定に関する事前合意の義務化を提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

当社は、泊発電所周辺の安全確保及び環境保全を図るため、北海道及び岩宇4町村と安全協定を締結しています。安全協定では、原子炉施設及びこれに関連する主要な施設の新増設や変更などに対して事前に北海道及び岩宇4町村の了解を得るものとしています。

また、北海道及び後志管内16市町村（岩宇4町村を除く）と安全確認協定を締結しています。本協定は、北海道から示された協定範囲及び内容をもとに泊発電所周辺市町村協議会でご議論いただき締結したものであり、協定当事者間で連絡会を設置し、発電所の運営などに関する情報を当社から提供するとともに、相互に意見を申し述べる機会を確保しています。

札幌市などその他の自治体に関しては、北海道において、「原子力防災に関する連絡会議」を通じた情報共有や、緊急時の道内全自治体への通報連絡体制が構築されるなど、行政間での緊密な連携が図られているものと承知しています。

当社としては、これまでの安全対策にとどまることなく、重大事故リスクの一層の低減に継続的に取り組んでいくとともに、引き続き様々な機会を捉えながら立地地域をはじめ、広く道民のみなさまへの情報提供に努めていきます。

したがいまして、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

第9号議案 定款一部変更の件（6）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第14章 業績連動型株式報酬制度の廃止

第51条 過去の業績連動報酬と株式報酬を全て返還し、株主の配当及び電気料金価格調整分に回すこと

▼提案理由

本会社の業績連動型株式報酬制度の導入については第97回定時株主総会で承認された。本会社は昨年度、多額な収益減少を理由に規制料金大幅値上げをする判断に至り、消費者に負担を強いた。昨年2023年4月20日の公聴会では「役員報酬の減額」を「経営不振の責任」と認めた。他電力会社のカルテル問題など同様の事案が本会社であったか問われる中、当事者である取締役らは一般会計報告ではわかりにくい新制度を利用し、役員だけの特権的報酬として増額分を得ている。

役員報酬の上限を決めた一方で、業績連動型株式報酬制度の導入は取締役報酬を隠れて補填するものである。不公正で額が見えにくい報酬支給の仕方は、会計報告のガラス張りが求められる公益企業の経営上、相応しくない。

拠って、業績連動報酬と株式報酬制度の廃止、過去の業績連動報酬と株式報酬額全ての返還を求める。また、回収相当額は株主配当や電気料金に反映するよう求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードは、中長期的な業績に連動した報酬制度を推奨しています。当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の業務執行に対するインセンティブを高め、業績及び企業価値の向上に寄与することを目的として、株式報酬と賞与からなる業績連動報酬を導入しています。

株式報酬は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を一層高めることを目的として導入しました。導入にあたって、機関投資家をはじめとする株主さまから、97.17%の賛同をいただきました。

各人の支給株式数等は、株主総会決議の上限株式数の範囲内で、役員株式給付規程に基づき、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会が審議した後、取締役会決議により決定するとともに、報酬の総額及び員数は事業報告及び有価証券報告書に記載しています。

また、賞与は、支給の都度株主総会で総額を決議いただいたうえで、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会決議により一任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が、各人の支給額を決定します。

このように、業績連動報酬は、十分な透明性を有する制度となっています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

なお、昨年度の業績連動報酬のうち、株式報酬については連結経常利益などの業績目標の達成度に応じて支給しますが、賞与については不支給としています。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第15章 再エネ主力化と高効率新火力を二本柱とした脱炭素化促進

第52条 再生可能エネルギーの主力化を目指す

第53条 当面は熱効率の高い新型火力への転換を推進

▼提案理由

再エネ主力化は必要だが、急ぎ過ぎた為に大規模な風車やソーラーによる環境・健康負荷のマイナス面も表れており、住民の声を聞きながら慎重に進める必要がある。それが結果として、脱炭素化を早めるだろう。

本会社が現時点で注力すべきは、最新技術を導入した熱効率が高い新型火力を進めることであろう。昨年、苫東厚真の石炭コンバインドサイクルについては「技術的信頼性が低く撤退した」と聞いたが、電源開発・磯子火力発電所のように超々臨界圧方式で熱効率45%程度の火力は全国にあり、旧火力より熱効率が数%～15%上昇している。

本会社は、石狩湾新港の天然ガスコンバインドサイクル発電所の建設延期を撤回し、更に休止中の伊達、廃止が決定した奈井江、砂川のような旧型の火力発電所を高効率最新型火力へ切替えるべきである。温排水を有効利用すれば尚良い。

再エネ主力化推進と新型高効率火力推進の2つを柱とした、脱炭素化促進を求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

再生可能エネルギー電源の導入拡大について、まずは「ほくでんグループ経営ビジョン2030」で掲げた目標である「2030年度までに30万kW以上増」を早期に達成し、その後も積極的な積み増しを図ります。

また、将来的な安定供給の維持やさらなる再生可能エネルギーの導入には、調整力などを有する火力発電所が引き続き重要な役割を果たします。水素・アンモニア燃焼など火力発電所の脱炭素化に貢献する新技術の開発について検討を進めていくとともに、経年化した効率の低い火力発電所については、安定供給を確保したうえで休廃止を進めていきます。

石狩湾新港発電所2号機については、第1回長期脱炭素電源オークションで落札し、運転開始時期を2034年度から2030年度に変更しています。

当社は、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取り組みや中長期的な需給見通しなどを踏まえ、電源計画を必要に応じて見直していきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第16章 発電設備ごとの発電原価と売電価格を毎月公表する

第54条 本会社の発電設備ごとの発電原価と売電価格を毎月公表する

▼提案理由

電源別の発電費や発電電力量は年度ごとの有価証券報告書で見られるが、毎月の情報は掲載されていない。発電設備ごとの発電原価と売電価格を毎月公表することにより、以下のメリットがある。

1. エネルギー市場が透明で公正に運営されることが保証される。
2. 新規発電プロジェクトや既存の発電設備の改修・更新に関する投資決定を支援する。
3. 発電設備の原価や価格と他の設備の比較を行うことができ、効率的なエネルギー生産方法や技術の採用が促進され、エネルギー効率の向上につながる。

総じて、発電原価と売電価格の毎月の公表は、エネルギー市場の透明性や効率性を高め、持続可能なエネルギー供給システムの構築に貢献する。

本会社の発電設備ごとの発電原価と売電価格を毎月公表することを提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

競争環境下において、発電設備ごとの発電原価及び売電価格は当社の経営戦略や競争力に直結する機密情報であり、これを公表することは適切でないと考えています。

また、発電所の新設やリプレースなどにあたっては、電力の長期的な安定供給を確保できること、経済性に優れ長期的な価格安定性を有していること、環境保全に配慮することを基本とし、時々刻々と変化する需要に合わせ、ベース、ミドル、ピークといった様々な特性を持つ電源を組み合わせることなどを検討したうえで投資を判断しています。

したがいまして、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第17章 企業倫理委員会に傍聴者の参加を認める

第55条 企業倫理委員会が第三者的視点から見て、正常に機能しているかを確認できるように、株主が企業倫理委員会を傍聴可能にする

▼提案理由

北海道電力（株）および北海道電力ネットワーク（株）は、両社が一体となってコンプライアンスを推進するため、北電（株）社長を委員長とする企業倫理委員会（以下、「倫理委」）を設置している。

倫理委は、「コンプライアンス（法令・社内規程・企業倫理遵守）」の徹底や、コンプライアンスに反する事案への的確な対応・再発防止に向けた取り組みなど、ほくでんグループにおける取り組みを円滑かつ効果的に推進することを目的としており、四半期毎に定例委員会を開催している。

コンプライアンス指針には、運営や結果の公正性・透明性を持たせるため「事実」を「包み隠さず」「速やかに」発信し、ご意見を伺うとある。定例委員会議事録は「非公開」になっているが、ホームページ等で公表すべきである。

倫理委が第三者的視点から見て、正常に機能しているかを確認できるように、株主が倫理委を傍聴可能にすることを提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

コンプライアンスの推進にあたっては、当社代表取締役社長執行役員を委員長とする企業倫理委員会を四半期ごとに開催し、当社及び北海道電力ネットワーク株式会社が一体となって取り組みを行っています。

企業倫理委員会においては、コンプライアンス活動の公正性・透明性を確保する観点から、社外委員として外部有識者及び北海道電力労働組合本部執行委員長が、コンプライアンスに反する事案への対応策や再発防止対策について取り組みの有効性を確認しています。

さらに、当社監査等委員（常勤）及び北海道電力ネットワーク株式会社常勤監査役がオブザーバーとして出席し、企業倫理委員会の仕組みが適正に機能しているかを確認しています。

また、社会的影響が大きいコンプライアンス違反事案については、株主・投資家をはじめとするステークホルダーのみなさまに当社の取り組み状況をご理解いただけるよう適時・適切に公表しています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

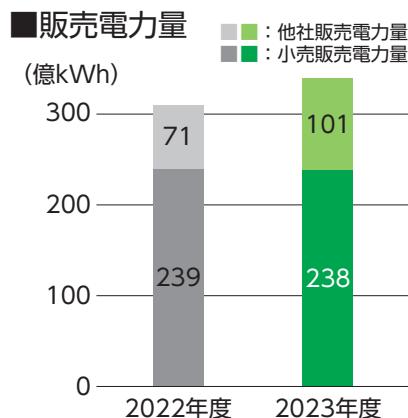
2023年度のが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う経済活動の正常化が進み緩やかに回復しましたが、年度後半には設備投資に足踏みがみられました。北海道経済については、物価上昇の影響を受けつつも個人消費が増加するなど緩やかに持ち直しました。

当社においては、前年度、不安定な国際情勢による燃料価格や卸電力市場価格の高騰により、電力供給コストが電気料金収入を大きく上回る状態であったため、4月以降、電気料金の見直しを実施させていただきました。あわせて、社長を委員長とする経営基盤強化推進委員会のもと、カイゼン活動やDX（デジタルトランスフォーメーション）などの取り組みを通じ、効率化・コスト低減を一層強力に進めてきました。

当年度の小売販売電力量は、当社とご契約いただいたお客様の増加や夏季の高気温による冷房需要の増加などはありませんでしたが、節電や省エネの影響などにより、前年度に比べ0.6%減の237億86百万キロワット時となりました。

他社販売電力量は、卸販売や再生可能エネルギーの固定価格買取制度による販売量の増加などから、前年度に比べ41.8%増の101億38百万キロワット時となりました。

当年度の連結決算の営業収益（売上高）は、燃料価格や卸電力市場価格の低下に伴う燃料費等調整額の減少はありませんでしたが、電気料金の見直しに加え、卸販売量の増加に伴う他社販売電力量の増加などにより、前年度に比べ649億10百万円増の9,537億84百万円となり、営業外収益を加えた経常収益は、633億41百万円増の9,567億96百万円となりました。



経常損益は、電気料金の見直しに加え、燃料費等調整制度の期ずれ影響が収支の好転に大きく寄与したこと、さらにカイゼン活動・DXの推進や期中における収支改善に取り組んだことなどにより、前年度の損失から1,165億67百万円増の873億15百万円の利益となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純損益は、特別損失に減損損失を計上しましたが、経常利益の増加に加え、特別利益に核燃料売却益や受取補償金を計上したことなどにより、前年度の損失から883億94百万円増の662億1百万円の利益となりました。

なお、事業別の業績（事業間の内部取引消去前）は、次のとおりとなりました。

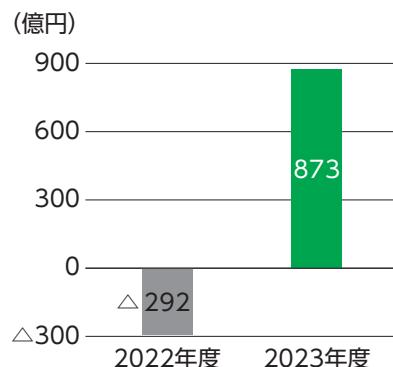
(1) 北海道電力

営業収益（売上高）は、燃料価格や卸電力市場価格の低下に伴う燃料費等調整額の減少はありましたが、電気料金の見直しに加え、卸販売量の増加に伴う他社販売電力量の増加などにより、前年度に比べ819億64百万円増の8,616億40百万円となりました。経常損益は、電気料金の見直しに加え、燃料費等調整制度の期ずれ影響が収支の好転に大きく寄与したこと、さらにカイゼン活動・DXの推進や期中における収支改善に取り組んだことなどにより、前年度の損失から1,034億32百万円増の689億61百万円の利益となりました。

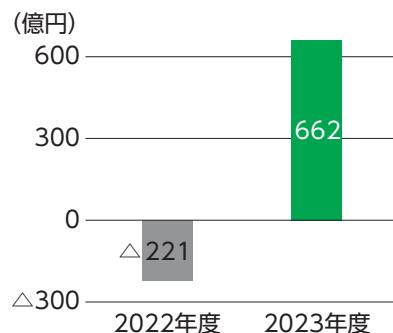
(2) 北海道電力ネットワーク

営業収益（売上高）は、レベニューキャップ制度導入に伴う託送料金改定による収入増はありましたが、卸電力市場価格の低下に伴う他社販売電力料の減少などにより、前年度に比べ341億65百万円減の3,137億95百万円となりました。経常損益は、託送料金改定による影響や、卸電力市場価格の低下に伴う需給調整費用の減少、カイゼン活動の推進など経営全般にわたる効率化などにより、前年度の損失から140億19百万円増の106億66百万円の利益となりました。

■経常損益



■親会社株主に帰属する当期純損益



(3) その他

営業収益（売上高）は、前年度に比べ1億47百万円減の1,549億80百万円となり、経常利益は、建設業において継続的な原価低減に努めたことなどにより、前年度に比べ22億82百万円増の115億92百万円となりました。

(百万円)

		2023年度
営業収益（売上高）		953,784
	北海道電力	861,640
	北海道電力ネットワーク	313,795
	その他	154,980
	事業間の内部取引消去	△376,632
経常利益		87,315
	北海道電力	68,961
	北海道電力ネットワーク	10,666
	その他	11,592
	事業間の内部取引消去	△3,904

当年度の普通株式の配当金については、昨年11月に中間配当金として1株につき5円をお支払いしていますが、期末配当金については、当年度の業績及び中長期的な経営環境や収支状況などを総合的に勘案し、1株につき15円とし、年間20円の配当を実施したいと存じます。

また、優先株式の配当金については、定款の定めに従い実施したいと存じます。

2. 対処すべき課題

【ほくでんグループが中長期で目指す姿】

ほくでんグループは「ほくでんグループ経営ビジョン2030」の達成に向けて取り組んでいます。また、「新たな事業ポートフォリオ」の実現による収益基盤の拡大を図るとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて最大限挑戦しています。

<「ほくでんグループ経営ビジョン2030」における利益・財務・環境目標>

項 目	2030年度までに目指す目標
連結経常利益	第Ⅰフェーズ（泊発電所の再稼働前）：230億円以上/年 第Ⅱフェーズ（泊発電所の全基再稼働後）：450億円以上/年
連結自己資本比率	15%以上を達成し、さらなる向上を目指す
CO ₂ 排出量	発電部門からのCO ₂ 排出量を2013年度比で50%以上低減

<新たな事業ポートフォリオ>

カーボンニュートラルの要請の高まりや次世代半導体工場などの進出による中長期的な道内電力需要の増加など経営環境の変化を的確に捉え、ほくでんグループの強みを活かして力強く成長していくため、新たな事業ポートフォリオを定め、本年3月に公表しました。発電・送配電・小売といった「既存領域」の事業については、経営の効率化などに引き続き取り組みながら着実に実施していきます。また、エネルギーの脱炭素化やサービスの多様化などの社会やお客さまのニーズを捉え、グループの強みを活かした新たなビジネスモデルを構築していく事業分野を「変革領域」と位置づけ、果敢に挑戦することで、収益基盤を拡大していきます。

新たな事業ポートフォリオの内容につきましては、当社ウェブサイトに掲載しています。

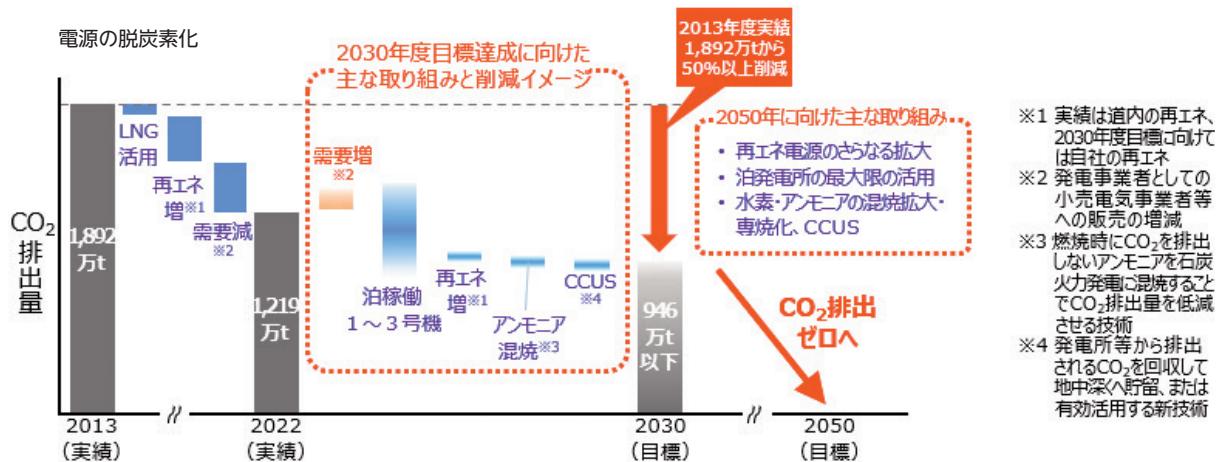


<2050年カーボンニュートラルの実現に向けた挑戦>

2021年4月公表の『ほくでんグループ「2050年カーボンニュートラル」を目指して』の実現に向けて最大限挑戦しています。「発電部門からのCO₂排出ゼロ」を目指すとともに、さまざまな分野で電化の流れを創出する好機と捉え、グループワイドでの収入拡大につなげていきます。

さらに、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを目指して北海道が推進する「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、幅広い連携や協働を実践していきます。

カーボンニュートラル実現に向けた取り組みにつきましては、当社ウェブサイトに掲載しています。

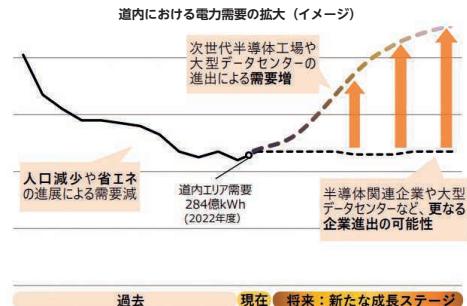


【2024年度の取り組み事項】

(1) 新たな事業ポートフォリオを踏まえた価値創出の取り組み

① 既存領域における利益拡大

北海道の豊かな自然や再生可能エネルギー発電事業の適地としてのポテンシャルを背景に、次世代半導体工場や大型データセンターをはじめとする企業進出が計画されており、中長期的には道内の電力需要規模の大幅な増加が見込まれます。ほくでんグループは、責任あるエネルギー供給の担い手として安定的な電力供給を全うしつつ、新たな大規模需要を獲得していきます。



また、RE100^{*1}への対応に活用いただける電気料金メニューや再生可能エネルギー電源によるPPAサービス^{*2}など、お客さまのカーボンニュートラル実現に向けたニーズにお応えするサービスをさらに拡充し、契約の獲得につなげていきます。

※1 RE100：企業が事業活動に必要な電力の100%を再生可能エネルギーで賄うことを目指す枠組み

※2 PPAサービス：当社が発電設備をお客さま敷地内外に設置・所有し、発電した電力をお客さまへ供給するサービス (Power Purchase Agreement)

原子力発電は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有するなど、電力の安定供給の確保に資するとともに、技術的に確立した脱炭素電源としてカーボンニュートラルの実現に向けて最大限貢献する重要な基幹電源です。

昨年6月、泊発電所の新規規制基準の適合性審査において、基準地震動について「おおむね妥当な検討がなされている」との評価をいただきました。引き続き、早期再稼働の実現に向けてその他の審査項目についても総力を挙げて対応していきます。また、本年3月に着工した新たな防潮堤の設置工事を着実に実施していくとともに、審査の状況や当社の取り組み等についても積極的に情報発信していきます。

「泊発電所の安全対策」につきましては、当社ウェブサイトに掲載しています。



福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないとの強い決意のもと、原子力事故のリスクを一層低減するよう継続的に取り組んでおり、毎年、「泊発電所安全性向上計画」を策定し、公表しています。新規制基準への適合はもとより、「世界最高水準の安全性」を目指し、不断の努力を重ねるとともに、泊発電所の安全性についてご理解いただけるよう努めていきます。

② 既存領域の変革による事業領域の拡大

再生可能エネルギー電源の導入拡大について、まずは経営ビジョンで掲げた目標である「2030年度までに30万kW以上増」を早期に達成し、その後も積極的な積み増しを図ります。また、燃焼時にCO₂を排出せず、カーボンニュートラルの実現に向けて重要な役割を果たす水素・アンモニアの利活用を進めていきます。

また、再生可能エネルギーアグリゲーション*や蓄電所制御、PPAサービスなどのソリューションサービスの組み合わせにより、新たなビジネスモデルの構築を進めています。さらに、道産品販売サービスや電気のご使用量データを活用した見守りサービスなど、お客さまや地域とのコミュニケーションを通じて、お困りごとや社会課題の解決につながるさまざまなサービスを提供していきます。

※ 再生可能エネルギーアグリゲーション：複数の再生可能エネルギー発電設備等を束ねることで、発電計画と実績の差が生じないような運用や発電した電力の取引等を行うこと

当社は、グループ会社とともに、北海道のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）コンサルティングのトップランナーとして、ビルや工場、学校などのカーボンニュートラルや省エネ・電化拡大、快適性向上に取り組んでいます。昨年11月、道内最大となる当社提案のZEB物件であるCOCONO SUSUKINOがオープンしました。



COCONO SUSUKINO（道内最大のZEB物件）

③ 生産性・付加価値の向上

経営基盤強化推進委員会のもと、カイゼン活動、DX及び資機材調達コストの低減などの取り組みを通じ、効率化・コスト低減を一層強力に進めていきます。これにより、既存領域から変革領域へのリソースシフトを促し、ほくでんグループ全体の成長につなげていきます。

カイゼン活動では、高い効果が期待できる大型カイゼンプロジェクトの確実な推進や、グループ会社へのさらなる展開などを強力に進め、生産性4倍増を目標に着実に成果を積み上げていきます。DXについては、投資対効果が高い案件や業務高度化案件を優先して実施していきます。また、調達検討委員会のもと、工事計画の策定段階など効率化余地が大きい上流プロセスから工事主管部門と資機材調達部門が一体となり「上流調達活動」を推進するなど、資機材調達コスト低減等の取り組みを進めています。



(2) 持続可能な成長を支える取り組み

① カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み

発電における脱炭素化に向けては、泊発電所の早期再稼働を目指しています。あわせて、再生可能エネルギー電源の導入拡大についても、道内各地で風力発電事業の前提となる風況調査を実施し事業化を検討していくとともに、森発電所に続く地熱発電事業の展開に向け、他企業と共同で開発調査を進めていきます。また、当社やほくでんエコエナジー株式会社が所有する水力発電所のリプレース等を実施し、貴重な水資源の有効活用を進めています。



京極北部地域の地熱開発調査



上川発電所リプレース工事の様子

再生可能エネルギー電源の導入拡大を進めるうえで調整力等を担う火力発電の脱炭素化が重要です。苫小牧東部エリアにおいて、CO₂を回収、有効活用、貯留するCCUS（Carbon Capture, Utilization and Storage）の実現に向けた調査を進めるとともに、燃料としてのアンモニア活用や道内外の他産業への供給が可能なアンモニア供給拠点の構築に向け検討を進めています。加えて、水素の利活用に向け、昨年5月に運転を開始した水素製造設備において、運用・保守のノウハウ確立に取り組んでおり、本年2月には、苫小牧西部エリアにおいて国産グリーン水素サプライチェーン構築事業の実現に向けた検討を開始しています。



苫小牧を拠点としたアンモニア供給イメージ



② 電力の安定供給確保に向けた取り組み

S+3E（安全性の確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済効率性、環境適合）の観点からバランスの取れた、競争力のある電源構成の構築に取り組むとともに、2050年のカーボンニュートラルを見据えた電源構成の検討を進めていきます。

当社及び送配電事業を担う北海道電力ネットワーク株式会社は、北海道や道内全179市町村の間で「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」を締結し、災害時における停電の早期復旧に向けた体制を強化しました。災害対応力のさらなる向上を図ることにより、グループ一体で北海道内における電力の安定供給とレジリエンス（災害等に対する回復力・復元力）向上に取り組んでいます。

北海道電力ネットワーク株式会社においては、安定供給の確保と再生可能エネルギーの接続拡大を両立する次世代型電力ネットワークの構築に向けて取り組んでいきます。

③ ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組み

ほくでんグループは「人間尊重・地域への寄与・効率的経営」の経営理念のもとで持続的な成長を続けていくために、ESGを重視しています。

発電における脱炭素化、電化拡大など需給両面での取り組みにより、カーボンニュートラルの実現に向けて最大限挑戦するとともに、CO₂排出量の削減方策など環境関連情報を積極的に開示し、ステークホルダーのみなさまとの対話を推進していきます。森林の再生や林業の人材育成支援等を目的とした植樹や、子供たちの「科学する心」を培うことを目的に多様なテーマの実験を行うおもしろ実験室の開催、北海道の未来を担う小学生を対象にSDGs教育の支援を目的とした出前授業を実施しており、今後も地域に密着した支援を積極的に行っていきます。

また、地域のみなさまとの対話を通じ、地域の課題克服や経済発展に向けて共に新たな価値を創り上げる「共創」を進めていきます。昨年11月に設置した事業共創推進室を中心に、当社の強みと他企業の技術やノウハウを掛け合わせ、一次産業や観光、福祉といった分野から積極的に事業化を図っていきます。

本年3月、従業員のさらなる活躍と能力の最大化に向けてほくでんグループ人材戦略を定めました。従業員一人ひとりが行っている仕事やサービス、それらに関するルール・技術・ノウハウといった今ある価値を高めながら、新たな価値を生み出していく企業風土の創造を目指します。その実現に向けて、必要なスキルを身に付け、自律的に挑戦・変化していく人材の育成と、多様な人材が互いに認め合い、働きがいと成長を感じながら活躍する環境の整備に取り組んでいきます。多様な視点や価値観が事業領域を拓げ、持続的に成長していく原動力になり得ると認識し、ダイバーシティ&インクルージョンを推進します。また、当社と北海道電力ネットワーク株式会社は、「健康経営優良法人（ホワイト500）」に5年連続で認定されており、一人ひとりの健康づくりや働きやすい職場づくりに向けた活動を積極的に展開しています。



「ほくでん 北森カレッジ 共創の森」での植樹



おもしろ実験室



省エネ型屋内農場システムを導入した小型植物工場

ほくでんグループ
人材戦略につきましては、当社ウェブサイトに掲載しています。



2024
健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500

持続的な企業価値向上の実現に向けて、本年1月、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた検討状況を公表しました。PBR向上に向けて、新たな事業ポートフォリオに基づき、ROICの向上や利益の最適配分等の方策を講じていきます。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた検討状況につきましては、当社ウェブサイトに掲載しています。



「2024年度 ほくでんグループ経営計画の概要」につきましては、当社ウェブサイトに掲載しています。



3. 設備投資の状況

(1) 設備投資総額

区 分	金額(百万円)
北海道電力	70,753
北海道電力ネットワーク	46,246
その他	15,237
事業間の内部取引消去	△1,462
合 計	130,774

(2) 建設中の主な設備

発電設備

名 称	出力(kW)
(水力) 京極発電所3号機(新設)	200,000

送電設備

名 称	電圧(kV)	亘長(km)
(新北海道本州間連系設備) 北斗今別直流幹線(増設)	250	122

変電設備

名 称	出力(kW)
(新北海道本州間連系設備) 北斗変換所(増設)	300,000
(新北海道本州間連系設備) 今別変換所(増設)	300,000

(3) 建設準備中の主な設備

発電設備

名 称	出力(kW)
(LNG) 石狩湾新港発電所2,3号機(新設)	569,400×2

4. 資金調達の状況

(1) 社 債	
発行額	650億円
償還額	1,000億円

(2) 借入金	
借入額	1,634億20百万円
返済額	1,985億12百万円

(3) コマーシャル・ペーパー	
発行額	150億円
償還額	150億円

5. 重要な子会社等の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
【連結子会社】 北海道電力ネットワーク株式会社	10,000	100.00	一般送配電事業、離島における発電事業
北 海 電 気 工 事 株 式 会 社	1,730	55.80	電気・電気通信工事
北 電 興 業 株 式 会 社	95	100.00	不動産の総合管理、土木・建築工事
北海道パワーエンジニアリング株式会社	1,660	100.00	電力の販売、発電所の定期点検・保守・補修工事
苫 東 コ ー ル セ ン タ ー 株 式 会 社	5,000	59.30	海外炭の受入れ・保管・払出し
ほくでんエコエナジー株式会社	1,860	100.00	電力の販売
ほくでんサービス株式会社	50	100.00	電力量計の検針、料金請求、省エネの提案
北海道総合通信網株式会社	5,900	100.00	電気通信事業
ほくでん情報テクノロジー株式会社	200	100.00	情報処理システムの企画・設計、ソフトウェア開発
森バイナリーパワー合同会社	100	60.00	電力の販売
【持分法適用関連会社】 石 狩 L N G 棧 橋 株 式 会 社	240	50.00	LNG燃料の受入設備の賃貸
道 南 水 力 発 電 合 同 会 社	10	50.00	電力の販売
合 同 会 社 H A R E 晴 れ	0	50.00	電力の販売

- (注) 1. 当社は、当年度から、重要性を勘案し、森バイナリーパワー合同会社を非連結子会社から連結子会社としました。また、道南水力発電合同会社を持分法非適用関連会社から持分法適用関連会社としました。
2. 当社は、2023年7月21日、合同会社HARE晴れを新たに設立しました。
3. 当社は、2023年10月1日、連結子会社であった北海道電力コクリエーション株式会社を吸収合併しました。

II 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
藤井 裕 齋藤 晋	代表取締役会長 代表取締役 社長執行役員	原子力推進本部長	北海道経済連合会会長
瀬尾 英生	代表取締役 副社長執行役員	原子力推進本部本部長代理，内部 監査室・環境室・人事労務部・総 務部担当	
上野 昌裕	代表取締役 副社長執行役員	原子力推進本部本部長代理，経営 企画室・総合研究所担当	
原田 憲朗	取締役 常務執行役員	原子力推進本部副本部長，原子力 事業統括部長補佐，水力部・土木 部・藻岩発電所リプレイス工事建 設所・上川発電所リプレイス工事 建設所担当	ほくでんエコエナジー株式会社取 締役社長
小林 剛史	取締 役 常務執行役員	秘書室・経理部・資材部担当	
鍋島 芳弘	取締 役 常務執行役員	原子力推進本部副本部長，販売推 進部・首都圏販売部・広報部担当	
勝海 和彦	取締 役 常務執行役員	原子力推進本部副本部長，原子力 事業統括部長	
市川 茂樹 秋田 耕児	取締 役 取締 役 監査等委員 (常勤)		弁護士
大野 浩	取締 役 監査等委員 (常勤)		
長谷川 淳	取締 役 監査等委員		
成田 教子	取締 役 監査等委員		弁護士
竹内 巖	取締 役 監査等委員		株式会社北洋銀行常勤監査役， 株式会社カナモト監査役（社外）
鵜飼 光子	取締 役 監査等委員		

- (注) 1. 重要な会議への出席、業務執行部門からの職務執行状況の聴取、事業所への往査、内部監査部門との連携等を日常的に行うことにより、監査の実効性を高めていくため、常勤の監査等委員を選定しております。
2. 取締役のうち、市川茂樹、長谷川 淳、成田教子、竹内 巖、鶉飼光子は社外取締役です。
3. 社外取締役 市川茂樹、長谷川 淳、成田教子、竹内 巖、鶉飼光子につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
4. 2023年6月28日、鍋島芳弘、勝海和彦は取締役 常務執行役員に新たに就任しました。
5. 2023年6月28日、真弓明彦、舟根俊一は取締役を任期満了により退任しました。
6. 2023年6月28日、藤井 裕は代表取締役 社長執行役員から代表取締役会長に、齋藤 晋は取締役 常務執行役員から代表取締役 社長執行役員に、上野昌裕は取締役 常務執行役員から代表取締役 副社長執行役員に就任しました。
7. 取締役監査等委員 成田教子は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
8. 取締役監査等委員 竹内 巖は、銀行業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
9. 取締役監査等委員 竹内 巖の兼職先と当社の関係は次のとおりです。
 ・当社は、株式会社北洋銀行の株式の6.02%を保有しています。同社は当社株式の4.97%を有する株主であり、同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。当社グループの同社からの借入金残高は、当社の連結総資産の2.2%程度となっています。
 ・株式会社カナモトと当社の間には、記載すべき関係はありません。
10. 取締役を兼務しない役付執行役員は、次のとおりです。

氏 名	地 位	担 当
濱 谷 將 人	常 務 執 行 役 員	原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、泊原子力事務所長
皆 川 和 志	常 務 執 行 役 員	総合エネルギー事業部担当、総合エネルギー事業部長
水 野 治	常 務 執 行 役 員	原子力監査室担当、地域産業経済担当、コンプライアンス担当
世 永 茂	常 務 執 行 役 員	火力部・カイゼン推進室・情報通信部担当
鈴 木 博 之	常 務 執 行 役 員	需給運用部・事業共創推進室・再生可能エネルギー開発推進部担当

2. 取締役の報酬等

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

a. 決定方針の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する2022年4月28日開催の取締役会において決議しました。

b. 決定方針の内容

決定方針の内容は、下記のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「取締役」という。）の報酬は、各取締役の職責や成果等を踏まえるとともに、業績と企業価値との連動を図り、持続的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、また、社外取締役の報酬は、会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から、以下の方針により決定します。

1. 構成について

- ・取締役の報酬は、基本報酬、賞与（短期業績連動報酬）及び株式報酬（中長期業績連動報酬）で構成しています。
- ・社外取締役については、会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から、基本報酬のみとします。

2. 基本報酬について

- ・基本報酬については、月例の固定報酬とし、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で、取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては、各取締役の職責及び成果、中長期的な業績見通し、各事業年度の業績、電気事業が公益事業であることなどを勘案したうえで、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において個人別支給額を審議します。その後、代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が取締役会決議による一任を受け、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

3. 業績連動報酬について

(1) 賞与（短期業績連動報酬）について

- ・賞与（短期業績連動報酬）については、支給の都度株主総会で総額を決議したうえで、取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては、特定の指標に拠らず、各事業年度の業績の内容を総合的に勘案したうえで、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において支給の是非及び個人別支給額を審議します。また、支給する場合は、株主総会決議を得た後、代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が、取締役会決議による一任を受け、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

(2) 株式報酬（中長期業績連動報酬）について

- ・株式報酬（中長期業績連動報酬）については、株主総会決議の上限株式数の範囲内で独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会の決議により定めた役員株式給付規程に基づき、支給株式数等を決定します。この支給株式数は、在任中において事業年度ごとに付与したポイント数の合計を、退任時に株式給付信託制度を通じて1ポイントあたり当社普通株式1株として算定されます。付与するポイントは、配当の有無に応じて定まるポイント及び業績に連動するポイントとします。業績に連動するポイントは、連結経常利益を指標とし、「ほくでんグループ経営ビジョン2030」の利益目標である連結経常利益230億円/年を目標値として、その達成度に応じて確定します。なお、目標に達しない場合は、当該事業年度のポイントは付与しません。

4. 基本報酬の額、賞与（短期業績連動報酬）の額及び株式報酬（中長期業績連動報酬）の額の割合について

- ・基本報酬と株式報酬（中長期業績連動報酬）の支給割合は、目標達成時においてそれぞれ9割程度、1割程度とし、賞与（短期業績連動報酬）を支給する場合、その報酬全体に占める割合は、職責及び業績等を総合的に勘案して決定します。

c. 当年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容は、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において原案と決定方針との整合性を確認し、取締役会として基本的にその内容を踏まえて決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しています。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当年度においては、2023年6月28日開催の取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長 藤井 裕及び代表取締役社長執行役員 齋藤 晋が取締役の個人別の具体的な報酬額を決定しています。その権限を両氏に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには最も適している地位にあるからです。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得ています。

(3) 監査等委員である取締役の報酬に係る決定方針

a. 決定方針の決定方法

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する2022年4月28日開催の取締役会において決議しました。

b. 決定方針の内容

監査等委員である取締役の個人別の報酬は、賞与を支給せず基本報酬のみを支給します。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。支給額については、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定します。

(4) 取締役等の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額					
		金銭報酬				非金銭報酬	
		基本報酬		賞与 (短期業績連動報酬)		株式報酬 (中長期業績連動報酬)	
		支給員数 (名)	支給額 (百万円)	支給員数 (名)	支給額 (百万円)	支給員数 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (監査等委員である 取締役を除く)	299	11	259	—	—	8	40
監査等委員である取締役	86	6	86	—	—	—	—
合計 (うち社外取締役)	385 (39)	17 (5)	345 (39)	— (—)	— (—)	8 (—)	40 (—)

- (注) 1. 上記には、2023年6月28日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいます。
2. 当年度に係る賞与につきましては、支給しないこととしました。
3. 2022年6月28日開催の第98回定時株主総会において決議された報酬限度額は次のとおりです。
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）月額34百万円以内（うち社外取締役 月額4百万円以内）
 監査等委員である取締役 月額10百万円以内
 当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は6名（うち社外取締役4名）です。
4. 株式報酬（中長期業績連動報酬）は、2022年6月28日開催の第98回定時株主総会において月額報酬とは別枠として、連続する3事業年度ごとに当社が信託に拠出する金額は139百万円を上限とし、取締役に付与される1年あたりのポイント数の合計は86,000ポイントを上限とすることが決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識を高めるため、「ほくでんグループ経営ビジョン2030」の利益目標である連結経常利益230億円/年の達成状況及び株主への配当状況を業績指標としております。また、報酬額は、当該事業年度の費用計上額を記載しています。

監査等委員会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査規程に準拠し、監査の方針、計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、泊発電所の安全対策の取組みについて、新規制基準への対応も含め、引き続き確認してまいります。

2024年5月16日

北海道電力株式会社 監査等委員会

監査等委員 (常勤)	秋 田 耕 児	Ⓔ
監査等委員 (常勤)	大 野 浩	Ⓔ
監査等委員	長谷川 淳	Ⓔ
監査等委員	成 田 教 子	Ⓔ
監査等委員	竹 内 巖	Ⓔ
監査等委員	鵜 飼 光 子	Ⓔ

(注) 監査等委員 長谷川淳、成田教子、竹内 巖及び鵜飼光子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

